

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（平成31年度）

住 所 神奈川県鎌倉市常盤18番地

事業者名 湘南モノレール株式会社
代表者名 取締役社長 尾渡 英生

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
5000系	全7編成基準適合済み	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・段差が解消されていない駅員無配置駅（湘南深沢駅、目白山下駅）で車いす・ベビーカーを利用するときは、券売機横のインターホンにて大船駅で連絡を受け、係員を派遣する介助とする。（2019年度）	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内での自動音声案内の実施	・大船駅・湘南町屋駅において自動音声によりトイレの場所を案内する設備を設ける。（2019年度～2020年度）	・2019年度は自動音声装置の仕様内容を検討した。
乗降補助サービスの提供	・事前連絡するための連絡先及びインターホンについてウェブサイトで取組みの周知を行っている。（2019年度）	・乗降補助サービスの提供については、計画通り実施した。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・旅客に接する社員に対して、2025年度までに民間資格であるサービス介助士資格を取得させる。（2019年度5名受講）	・計画通り、5名の者がサービス介助士に認定
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスで乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を実施する。（2019年度）	・認知症の方に対しても柔軟な対応、支援が行えるよう、外部講師による研修を実施し、受講者全員認知症のサポーターとなった。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

バリアフリーに関する集合教育実施後に、理解度を確認するためのペーパーテストを実施。全体的に教育内容を確りと理解できていたことを確認した。
--

(3) その他

特になし

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数(両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
懸垂式鉄道	7 21 編成 (両)	7 21 編成 (両)	7 編成	編成	編成	7 編成	7 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	7 21 編成 (両)	7 21 編成 (両)	7 編成	0 編成	0 編成	7 編成	7 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道(特急等車両)、普通鉄道(その他)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。